

(8) 文化交流への取組

- 8 5 二国間における文化交流
- 8 6 文化の分野における国際協力

8 5 二国間における文化交流

評価責任者	大臣官房文化交流部政策課長 星山 隆 大臣官房文化交流部人物交流課長 森下 敬一郎
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 15 日
<p>1 . 【評価を行う目的】</p> <p>二国間における文化交流の推進状況についてその概要を示すことにより、国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）の一端を果たす。</p> <p>2 . 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>文化交流は、世界の国民の対日関心、理解、日本への好感度を増し、わが国のイメージを向上させることを通じて、各国との安定的な関係を構築し、世界における日本国民の利益の向上を図るものであり、日本の外交政策の重要な柱である。このため、文化面での国際協力を行うほか二国間の文化交流としては、国際交流基金を通じて日本語普及、知的交流、芸術交流に努めるとともに、（a）有識者・文化人から将来指導者となることが見込まれる若者の人物交流事業等、（b）首脳間の合意などに基づき、二国間関係の節目となる年を捉えた大型周年事業、（c）各国・地域事情に則しつつ、在外公館にて現地要人との人脈づくりや現地の対日好感度向上のために行う在外公館文化事業を通じて、人脈形成、親日派育成を促進している。</p> <p>3 . 【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>（1）必要性</p> <p>近年、グローバル化や情報通信技術の発展とともに、国際社会における市民の影響力は増大しており、世界の国民の対日関心、理解、日本への好感度を増し、わが国のイメージを向上させることを通じて、安定的な外交関係の基盤を構築し、世界における日本国民の利益の向上を図ることがこれまで以上に重要となっている。このような状況の中、外務省が、日本の文化的魅力の発進や、人的交流を通じた知日家、親日家の育成、対日関心を高め相互理解の増進を図るべく政策を企画立案することが必要である。</p> <p>また、文化交流事業の実施主体に関しては、国自らが一定の層との関係構築を行いフォローアップしていくことが必要なもの、現地要人や親日団体との関係で国がカウンターパートとなるべきものなど、国が行わなければ効果が出ない、または効果が減じるものについては、政府が実施すべきである。それ以外の事業については、数年毎に作成される中期目標等において政策を提示し、国際交流基金に実施させることとしている。</p> <p>（2）有効性</p> <p>（a）人物交流事業</p> <p>外務省は、在外44公館の留学生アドバイザーや日本留学ホームページ（日・英・中3か国語、</p>	

月間アクセス約100万件以上)等を通じた情報提供、並びに約130カ国・地域を対象に在外公館を通じて国費留学生の募集・選考を実施し、留学生受け入れを推進し、昭和58年に掲げられた「留学生受入10万人計画」が達成された(平成15年5月現在、わが国滞在の留学生総数は約11万人、うち国費留学生は9746名)。また、外務省は、毎年、語学教育、国際交流事業に従事する外国青年6000人以上を招致することや、各国において様々な分野で現在及び将来的に影響力を有する者で、普段日本と直接コンタクトを持つ機会の少ない者約600人(平成14年度実績:青年招へい155名、先進国招へい146名、平成15年度は執行中)を招へいした。以上のように積極的な人物交流により、各国国民との相互理解が大きく深まるとともに、各国における人脈形成及び親日・知日家育成が促進された。

(b) 大型周年事業

平成15年度は、「日本ASEAN交流年2003」、「ロシアにおける日本フェスティバル2003」、「日米交流150周年」が実施された。いずれの事業においても、民間ベースからも幅広い参加が得られた(認定を受けた登録事業数は、737件、123件、121件)ほか、年間を通じて各国大使館、総領事館における在外公館文化事業や国際交流基金事業により、日本の祭りの紹介、日本映画祭、ポップスの紹介、伝統芸能、伝統工芸の紹介など、多様な日本の魅力の発信を行った。また、ロシアではオープニングの和太鼓演奏、モスクワ、サンクトペテルブルクでの計11回にわたる歌舞伎近松座公演を行い、約2万人を動員したほか、歌舞伎公演については、全国ネットでテレビ放映され、周辺国を含め延べ2000万人に向け文化の発信を行った。極東地域においてもきめ細かく多様な事業を展開し、高い評価を得た。ASEANでは12月の特別首脳会議の機会を得た日・ASEANの伝統舞踊公演、日本とASEANのポップスの競演、日・ASEAN混成チームによるオーケストラ演奏や演劇公演など、数多くの事業を通じて、同じ東アジア地域の一員としての一体感が高められた。日米交流150周年は、平成16年度も引き続き実施されるが、平成15年は、シカゴにおける150年祭、ニューポート黒船祭りなどの事業を展開した。

(c) 在外公館文化事業

大型交流年実施国における事業のほか、現地の日本関連団体や地方有力者と共催した日本月間、日本週間など集中的に日本文化、日本事情を紹介する事業、イラク情勢をもふまえた中東との対話・交流の強化、中国、韓国における現代音楽紹介行事など特に若年層を対象とした対日観の向上を目的とした事業、ホンデュラスにおける「米百俵」公演など先方要人に日本人の考え方、アプローチを印象づけたものを実施してきている。大型交流年についても、これを一過性のものとせず着実にフォローアップしており、例えば「参加と交流」をキーワードとして実施された英国における「JAPAN2001」の精神を深化、継承する各種事業(club Taishikan, 各地における日本デー等)を実施するなど全世界で約650件(見込みを含む)の事業を実施した。

(3) 効率性

二国間の文化交流の促進に当たっては、国際交流基金や他の政府関係機関、地方自治体(JETプログラム等)、帰国留学生会、民間団体との共催での事業実施など連携を深めているほか、現地文化人や第三国にいる文化人の活用など工夫を行うことで費用対効果の高い事業を実施してい

る。

また、外務省の文化交流を実施する中核的機関である国際交流基金は、平成15年10月1日に独立行政法人となり、これまで以上に効率的な事業実施が期待される。

(4) 優先性

人物交流については、具体的な外交課題に関連して、招へい対象国・地域や分野の決定を行うことで、招へい目的の戦略性が高い事業を実施するとともに、訪日者の質及び訪日プログラム内容の適切さに十分配慮し、高い招へい効果が見込まれる事業を中心に実施した。周年事業については、特に政府要人をも巻き込む目玉となる事業に集中的に政府として支援するようにした。また、在外公館文化事業についても、各公館より提出された優先度を付した計画を基に、全世界での優先度も踏まえて選定した。

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

文化交流については、外交上の意義が高いことを踏まえ、各国との関係の安定的関係を構築していくためにも、今後も継続する。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・『外交青書』
- ・外務省HP (<http://www.mofa.go.jp/>)
- ・日本留学総合ガイド(<http://www.studyjapan.go.jp/>)
- ・国内報道(朝日新聞:12月9日付朝刊12面、産経新聞:4月23日付朝刊23面、4月30日朝刊30面、5月23日付朝刊31面、10月29日付朝刊7面、東京新聞:5月16日付夕刊10面、日本経済新聞:7月18日付朝刊40面、読売新聞:10月10日付夕刊10面、10月18日付等)及び海外報道多数
- ・『外交フォーラム』、11月号(pp.67-71)
- ・『世界の動き』、7月号16頁
- ・在外公館よりの報告

7. 【備考・特記事項】

二国間文化交流の施策目標は、対日理解の深化、対日好感度・イメージの向上、諸国民との相互理解の促進など、成果を定量化することが難しいものである。定量化の手段の一つとして、世論調査が存在するが、対日好感度やイメージは、文化交流のみならず、国際情勢の変化等の外的要因によって影響を受けるものであり、施策の効果のみを抽出するのは困難である。

また、成果を図るには、長期的な視点が不可欠であり、必ずしも短期的で目に見える形で確認

できるものではないことに留意する必要がある。

8 6 文化の分野における国際協力

評価責任者	大臣官房文化交流部政策課長 星山 隆 大臣官房文化交流部国際文化協力室長 難波 充典
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 15 日
<p>1.【評価を行う目的】</p> <p>文化の分野における国際社会への貢献の推進状況についてその概要を示すことにより、国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）の一端を果たす。</p> <p>2.【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>文化交流は、日本に対する国際的な理解と評価を高めることにより、各国との安定的な関係に寄与するものであり、日本の外交政策の重要な柱である。外務省は、文化の分野における国際社会への貢献のため、(a)国連教育科学文化機関(ユネスコ)を通じた規則づくりに積極的に参加し、国際社会における文化関係の規範整備を促進し、(b)また、従来からユネスコに設置している日本信託基金を通じ、世界にある有形文化遺産（遺跡、文化財等）の保存・修復、無形（舞踊・音楽等の伝統芸能、陶芸・漆芸・染色等の伝統工芸、口承文芸、少数言語等）の文化遺産の保存・振興に積極的に協力し、国際的な文化環境の向上を促進している。(c)さらに、二国間の顔の見える協力として、開発途上国の国造りに不可欠な文化の発展及び保存に係わる支援を行うために、文化無償協力を行っている。</p> <p>3.【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>文化交流は、日本に対する国際的な理解と評価を高めることにより、各国との安定的な関係に寄与するものであり、日本の外交政策の重要な柱である。文化面での協力を通じ、途上国国民の国造りを支援することは、当該国国民の誇りである文化の保存、紛争後の国民の融和と団結、青少年の健全な育成を図るものでもあり、当該国との関係強化に極めて効果が高く、本施策を実施する必要性は高い。また、アフガニスタンやイラクにおいて文化遺産が破壊されるなどの状況が生じる中、国際社会において、文化遺産については、人類共通の遺産としての認識が高まり、協力の必要性が一層強く認識されている。このような国と国との協力、国際機関における協力は外務省の役割である。</p> <p>(2) 有効性</p> <p>(a) ユネスコを通じた規則づくり</p> <p>文化分野に責任を有する唯一の国際機関であるユネスコを通じた規則づくりは、国際社会における文化遺産の保存、文化の発展及び文化交流の促進を確保するための枠組みを設置するものとして、重要な意味を有する。これまで、伝統芸能・口承伝承等の無形文化遺産を保護する国際条</p>	

約は存在しなかったが、平成15年の第32回ユネスコ総会（総会）で無形文化遺産保護条約（無形条約）が採択され、衰退・消滅の恐れのある無形文化遺産を保護するための国際支援及び協力体制が確立された。交渉に当たっては、無形文化の保存に最も長い経験を有するわが国が大きな貢献を行った。具体的には、無形文化遺産保護条約策定の初期段階から各国の国内状況や法体制等について積極的な情報収集に努め、さらにわが国の文化財保護法の実績も踏まえ、重要事項については交渉において一貫して積極的に議論をリードした。右条約の作成にあたっては、こうしたわが国の取組もあり、ユネスコにおける条約作成の最短記録となるわずか2年で、かつ、反対国なしに条約採択が実現した。なお、平成14年末に発効した文化財不法輸出入禁止条約の国内適用の体制を整えることで、文化財の不法な国際取引の規制するための協力を促進した。今後とも、法整備のないあるいは不十分な分野での規範作成、未締結条約の締結可能性の検討及び締結済みの条約の積極的な活用に取り組むことが必要である。

(b)ユネスコ信託基金事業

ユネスコ信託基金事業として、世界遺産保存日本信託基金を通じて有形の文化遺産の、無形文化遺産保存振興日本信託基金を通じて無形の文化遺産の保護・保存・振興に努めている。また、人的資源開発信託基金を通じてユネスコの所掌分野である教育・科学を中心に一部は文化分野においても人材育成を行い、途上国の持続発展に寄与することで、これらの国々の文化環境の向上につなげている。信託基金事業については、わが国の意見を踏まえ、ユネスコがその知見・人材・情報を最大限に活かした事業案を作成・実施するという体制を取ることで、効果的に事業を実施している。

平成15年度においては、アフガニスタンのパーミヤン遺跡保存事業やイラクの国立博物館修復ラボラトリーの再建事業をはじめ緊急に国際的な対応が必要な文化遺産の保存事業を実施した。また、無形文化遺産については、インドのクッチャターム・サンスクリットシアターやグルジアの多声音楽等、主にユネスコ第1回世界無形遺産の傑作に宣言された消滅の危機に瀕する緊急性の高い文化遺産を対象に、継承者の育成や記録保存事業等の具体的な成果を伴う事業にも率先して取り組んだ。（平成15年度実績（12月現在）：文化遺産保存日本信託基金6件、無形文化財保存振興日本信託基金4件、人的資源開発信託基金34件）

また、アンコール遺跡保存・修復事業実施10年目である本年、わが国等が実施してきた同遺跡への取組が人類の遺産を守り、国家の再建に大きく貢献していることが日仏共同議長のもと開催された10周年記念会合で再確認された。

(c)文化無償協力

文化面における二国間協力として、文化・教育活動のための機材供与（文化無償協力）の他、NGOに対する支援等、小規模できめ細かな協力（草の根文化無償）や文化遺産の周辺環境を整備するための協力（文化遺産無償）を実施している。

平成15年度においては、ベトナム戦争の被害により崩壊の危機にありながらも、修復・保存のための機材、作業場所の不足により、修復、保存、展示活動が進んでいないベトナムの世界遺産「ミーソン遺跡」に対し、展示棟、修復作業棟建設等の援助を実施する等、文化・教育面での発展を含めた国造りに貢献した。また、わが国の国技である柔道が盛んであるが、畳などの機材

が不足するハイチに対する柔道畳・柔道着の贈与、日本語教育に非常に熱心であるがLL機材を有していないために十分な日本語教育を行えないトルコの大学への日本語学習機材の供与など、被供与国とわが国の文化交流及び被供与国における日本文化・日本語普及の促進に資する事業も含め、多様な協力を実施した。また、イラク国民が国家再建に粘り強く努力し、復興にあたっての志気、団結を高められるよう、文化無償の枠組みを使った文化・スポーツ協力を重視している。平成15年度は、草の根文化無償を利用して、サッカー器材や柔道器材をイラク側に供与すると共に、民間の努力で集められた器材の輸送支援を行った（平成15年度実績74案件（文化無償協力45件、草の根文化無償28件、文化遺産無償1件））。

今般、わが方在外公館を対象にアンケート調査を行ったところ、文化無償スキームを高く評価する又は評価するが全体（68公館）の約92%を占め、被供与国の文化・教育の振興に貢献できるという意見以外にも、わが国の経済協力の多様性をアピールできる、広報効果が高い等の意見が多数聞かれ、わが国の重要な外交ツールの一つとなっていることが裏付けられた。また、草の根文化無償スキームを用いたイラクに対する支援は、心の通った支援としてサッカーの試合やスポーツ選手の交流などと併せ報じられ、少額の支援ではあったが、イラク国民への日本のソフトなイメージを印象づけ、親しみを喚起する効果を得ることが出来た。

（４）優先性

急速にグローバル化が進む国際社会において個々の文化の多様性を守り消滅の危機に瀕している文化の保存は緊急の課題である。国連に次ぐ加盟国を有するユネスコを通じた国際規範の作成は、本課題に大きく貢献を果たすものである。後継者がいないために日々多くが消滅していると言われる無形文化遺産の保護を目指す無形条約の採択は本年度の最優先課題であった。

文化の保存が急務である現状において、上記のような国際規範づくりと並行して文化の保存を促進することが重要であり、ユネスコ信託基金事業は、国際社会が調和して文化保存協力を推進するのに不可欠である。

また、文化無償協力を通じて、被供与国の国民統合の象徴である遺産の保護、国造りに不可欠な団結、自国文化への誇り、民族間融和、青少年の健全な育成、心のゆとりといった面からも、文化・教育面での支援は国造りに不可欠な要素として捉えられ、また、供与後のわが国と被供与国との関係を強化する上で極めて重要であり、いずれも優先して実施するべきものであった。

４．【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

文化分野での国際協力を実現し国際社会に貢献することは、長期的・継続的な取組を必要とする。ユネスコを通じた規則づくりは、国際社会からより強い要請を受けており、第32回総会では文化多様性条約とアンチ・ドーピング条約の2つの条約作成交渉の開始が決定された。また、信託基金事業及び文化無償協力は共に大きな効果をあげており、かつ文化・教育活動の発展、文化遺産の修復に対するニーズも高い。以上の点から、今後とも本施策を継続する必要がある。

5.【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする予定である。

6.【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・『外交青書』
- ・外務省HP(<http://www.mofa.go.jp/>)
- ・ユネスコHP(<http://www.unesco.org/>)
- ・新聞記事（10月16日付読売新聞朝刊38面、6月8日産経新聞朝刊4面、11月7日付読売新聞朝刊3面、1月15日読売新聞夕刊2面、2月18日読売新聞夕刊2面、2月19日東京新聞朝刊20面、3月3日朝日新聞夕刊13面、3月4日朝日新聞朝刊17面）等
- ・在外公館の報告

7.【備考・特記事項】

途上国に対する文化協力の施策の目的は、途上国国民の国造りを支援することを通じて、当該国との関係を強化することにある。また、文化遺産の保存・振興やユネスコを通じた規範作りにおける協力は、国際文化環境の促進に貢献することにある。これらの成果を測るには、長期的な視点が必要であり、短期的に目に見える統計データ等、定期量的な評価が困難である点に留意する必要がある。

